



熊本県公報

号外 第 10 号

平成 28 年 3 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…… (") 5

規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 28 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 4 号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
第 1 条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則 (昭和 32 年熊本県規則第 38 号) の一
部を次のように改正する。
別表第 1 を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	134,381	63	232,264	125	317,915
	2	135,384	64	233,769	126	319,319
	3	136,387	65	235,373	127	320,723
	4	137,490	66	236,878	128	322,228
	5	138,292	67	238,282	129	323,732
	6	139,295	68	239,787	130	325,236
	7	140,298	69	241,091	131	326,641
	8	141,301	70	242,395	132	328,045
	9	142,404	71	243,699	133	329,650
	10	143,608	72	245,002	134	330,953
	11	144,811	73	246,106	135	332,257
	12	146,014	74	247,510	136	333,461
	13	147,118	75	248,714	137	334,564
	14	148,321	76	249,918	138	335,567
	15	149,525	77	252,423	139	336,670
	16	150,728	78	253,727	140	337,873
	17	151,932	79	254,931	141	339,077
	18	153,436	80	256,235	142	340,280
	19	154,940	81	257,138	143	341,484
	20	156,445	82	258,442	144	342,687
	21	157,849	83	259,645	145	343,790
	22	159,353	84	260,849	146	344,994
	23	160,857	85	261,952	147	346,197
	24	162,362	86	263,156	148	347,401
	25	163,866	87	264,460	149	348,303
	26	165,671	88	265,664	150	349,407
	27	167,477	89	266,767	151	350,510
	28	169,282	90	267,870	152	351,613
	29	171,087	91	268,974	153	352,716
	30	172,792	92	270,077	154	353,719
	31	174,497	93	271,180	155	354,722
	32	176,202	94	272,384	156	355,725
	33	184,024	95	273,487	157	356,628
	34	185,528	96	274,590	158	357,530
	35	187,033	97	275,593	159	358,433
	36	188,537	98	276,696	160	359,335
	37	190,042	99	277,799	161	360,138
	38	191,245	100	278,903	162	361,040
	39	192,549	101	280,006	163	361,943
	40	193,652	102	281,109	164	362,846
	41	195,056	103	282,212	165	363,648
	42	196,159	104	283,315	166	364,550
	43	197,363	105	284,418	167	365,453
	44	198,566	106	285,522	168	366,356
	45	199,770	107	286,525	169	366,957
	46	200,973	108	287,527	170	367,559
	47	201,976	109	288,430	171	368,161
	48	203,080	110	289,433	172	368,763
	49	205,887	111	290,536	173	369,164
	50	207,391	112	291,640	174	369,665
	51	208,795	113	292,342	175	370,167
	52	210,300	114	293,244	176	370,668
	53	211,804	115	294,147	177	371,170
	54	213,409	116	295,150	178	371,671
	55	215,013	117	296,052	179	372,173
	56	216,518	118	297,055	180	372,674
	57	217,922	119	298,058	181	373,175
	58	219,627	120	298,961	182	373,677
	59	221,332	121	299,763	183	374,178
	60	222,937	122	300,666	184	374,680
	61	229,155	123	301,568	185	375,181
	62	230,760	124	302,471		
再任用 職員						233,973

第2条 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「同日前」を「同日の属する年の前年の9月30日以前」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第4条第8項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 3 条関係)

技能労務職給料表

職員の 区分	号給	給料月額	号給	給料月額	号給	給料月額
		円		円		円
	1	134,000	63	228,000	125	310,700
	2	135,000	64	229,100	126	312,100
	3	136,000	65	230,600	127	313,500
	4	137,100	66	231,900	128	315,000
	5	137,900	67	233,200	129	316,400
	6	138,900	68	234,500	130	317,900
	7	139,900	69	235,700	131	319,300
	8	140,900	70	236,900	132	320,700
	9	142,000	71	238,200	133	322,300
	10	143,200	72	239,500	134	323,500
	11	144,400	73	240,600	135	324,800
	12	145,600	74	241,900	136	326,000
	13	146,700	75	243,100	137	327,100
	14	147,900	76	244,300	138	328,000
	15	149,100	77	246,800	139	329,100
	16	150,300	78	248,000	140	330,200
	17	151,500	79	249,100	141	331,300
	18	153,000	80	250,400	142	332,400
	19	154,500	81	251,300	143	333,400
	20	156,000	82	252,600	144	334,400
	21	157,400	83	253,800	145	335,400
	22	158,900	84	255,000	146	336,400
	23	160,400	85	256,100	147	337,400
	24	161,900	86	257,300	148	338,400
	25	163,400	87	258,500	149	339,300
	26	165,200	88	259,700	150	340,300
	27	167,000	89	260,800	151	341,300
	28	168,800	90	261,900	152	342,300
	29	170,600	91	262,900	153	343,200
再任用 職員以外 の職員	30	172,300	92	264,000	154	344,100
	31	174,000	93	265,100	155	345,000
	32	175,700	94	266,300	156	345,800
	33	183,500	95	267,400	157	346,600
	34	185,000	96	268,400	158	347,400
	35	186,400	97	269,400	159	348,200
	36	187,800	98	270,500	160	348,900
	37	189,200	99	271,600	161	349,600
	38	190,400	100	272,700	162	350,400
	39	191,700	101	273,700	163	351,200
	40	192,800	102	274,800	164	351,900
	41	194,000	103	275,900	165	352,600
	42	195,100	104	277,000	166	353,300
	43	196,200	105	278,000	167	354,000
	44	197,300	106	279,100	168	354,700
	45	198,400	107	280,100	169	355,300
	46	199,500	108	281,100	170	355,800
	47	200,500	109	282,000	171	356,300
	48	201,500	110	282,900	172	356,800
	49	204,700	111	284,000	173	357,200
	50	206,100	112	285,100	174	357,600
	51	207,500	113	285,800	175	358,100
	52	208,900	114	286,700	176	358,600
	53	210,300	115	287,600	177	359,100
	54	211,900	116	288,500	178	359,600
	55	213,500	117	289,400	179	360,100
	56	214,900	118	290,400	180	360,500
	57	216,200	119	291,400	181	361,000
	58	217,700	120	292,300	182	361,500
	59	219,200	121	293,000	183	362,000
	60	220,500	122	293,900	184	362,500
	61	225,200	123	294,800	185	363,000
	62	226,700	124	295,700		
再任用 職員						229,200

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項、第5項及び第7項の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の規則の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熊本県技能労務職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
(昇給に関する経過措置)
- 5 切替日後1年間において行われる第2条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与に関する規則第4条第3項の規定による昇給については、同項中「毎年1月1日」とあるのは「平成29年1月1日」と、「同日の属する年の前年の9月30日以前1年間」とあるのは「平成28年1月1日から同年9月30日までの間」と、「同日の翌日から昇給を行う日の前日」とあるのは「同年10月1日から同年12月31日」とする。
(雑則)
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に伴う措置については、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和26年熊本県条例第2号）の適用を受ける職員の例による。
(熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 7 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年熊本県規則第34号）の一部を次のように改正する。
附則第4項中「受ける給料月額」の次に「（熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成28年熊本県規則第4号）附則第4項の規定による給料を支給される職員にあっては、平成28年3月31日において受けていた給料月額）」を加え、「同日」を「切替日の前日」に改める。

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第5号

熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県技能労務職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和37年熊本県規則第44号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「次に掲げる」を「交通を遮断することなく行う道路の維持補修等の」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額」を「150円」に改め、同項各号を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。